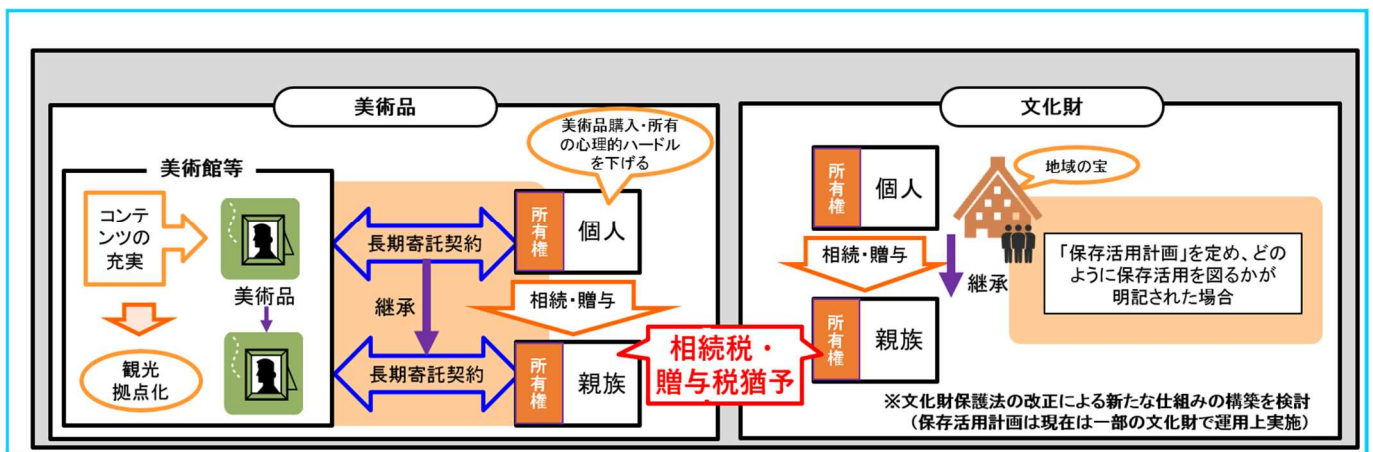


平成 30 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要（文化庁関係）

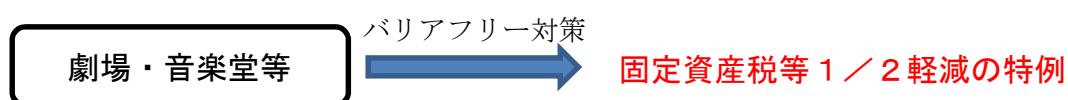
(1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税・贈与税】

公開された美術品や、保存活用計画の策定された文化財について、相続税・贈与税の納税猶予の特例を創設する。これにより、美術品・文化財の次世代への確実な継承と、公開・活用を促進する。



(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税の特例の創設【固定資産税等】

障害者に対応してバリアフリー対策を行っている劇場・音楽堂等に対し、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を設ける。これにより、国民が障害の有無に関わらず、文化芸術に親しむ環境を整備する。



参 考

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第2条第3項

・文化芸術に関する施策の推進に当たっては（中略）国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

○経済財政運営と改革の基本方針（平成29年6月9日閣議決定）

・障害者の文化芸術活動の推進（中略）を図る。

○未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

・障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備、（中略）を促進する。